

第 5.2 版の主な変更点（第 5.1 版比） ※下表以外に誤字修正や文言、体裁等を修正しています。

ページ	変更後	変更前
第 1 章-3 ～ 第 1 章-10	第 2 建築物環境計画書の提出（全般） ・はんこレスにおける提出方法を追記	
第 1 章-7	8 評価の基本的な考え方について （中略） 各段階への適合状況は次のとおり判断します。 <u>なお、建築物の増築の場合にあつては、原則、増築部分を評価の対象とします。</u> （後略）	8 評価の基本的な考え方について （中略） 各段階への適合状況は次のとおり判断します。
第 1 章-10	・「第 4 建築物環境計画書の評価において使用可能な省エネ計算プログラムについて」を追加	
第 2 章-1	2 「建築物の概要」シートの記入 （中略） <u>新築・増築・改築の区別は、建築物省エネ法における区別で記入してください。また、延べ面積は建築確認申請における 1 棟の延べ面積を記載しますが、用途別床面積は建築物省エネ法の手続における用途別床面積を記入してください。</u> （後略）	2 「建築物の概要」シートの記入 （中略） 延べ面積及び用途別床面積の欄は建築物省エネ法の手続における延べ面積及び用途別床面積を記入してください。
第 2 章-6	【取組・評価書の記入に係る事項】 （1）この評価基準は CASBEE LR1. エネルギー 1. 建物外皮の熱負荷抑制と連携した基準です。 （2）外皮平均熱貫流率の値又は住宅仕様基準に適合しているかどうかで評価します。 <u>住能基準を採用して評価する場合、外皮平均熱貫流率が算出されない計算方法・ツール（例 モデル住宅法《簡易計算シート》）は使用できません。</u>	【取組・評価書の記入に係る事項】 （1）この評価基準は CASBEE LR1. エネルギー 1. 建物外皮の熱負荷抑制と連携した基準です。 （2）外皮平均熱貫流率の値又は住宅仕様基準に適合しているかどうかで評価します。次のア～コの事項について選択、記入します。住戸ごとに段階が異なる場合は、最も低い段階を当該建築物の段階とします。

第 5.2 版の主な変更点（第 5.1 版比） ※下表以外に誤字修正や文言、体裁等を修正しています。

ページ	変更後	変更前																
	<p>(3) 次のア～コの事項について選択、記入します。住戸ごとに段階が異なる場合は、最も低い段階を当該建築物の段階とします。</p>																	
第 2 章-9	<p>住宅以外の用途（建物全体が建築物省エネ法第 18 条第 1 号の建築物又は建物用途が工場等のみの場合はこの評価基準を適用しない。）</p> <table border="1" data-bbox="412 483 1133 692"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>PAL*低減率が 20 以上であること。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>PAL*低減率が 10 以上 20 未満であること。</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>段階 3 及び段階 2 に適合しない。</td> </tr> </tbody> </table>	段階	評価基準	3	PAL*低減率が 20 以上であること。	2	PAL*低減率が 10 以上 20 未満であること。	1	段階 3 及び段階 2 に適合しない。	<p>住宅以外の用途（建物用途が工場等のみの場合は適用しない。）</p> <table border="1" data-bbox="1256 384 1977 596"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>PAL*低減率が 20 以上であること。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>PAL*低減率が 10 以上 20 未満であること。</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>段階 3 及び段階 2 に適合しない。</td> </tr> </tbody> </table>	段階	評価基準	3	PAL*低減率が 20 以上であること。	2	PAL*低減率が 10 以上 20 未満であること。	1	段階 3 及び段階 2 に適合しない。
段階	評価基準																	
3	PAL*低減率が 20 以上であること。																	
2	PAL*低減率が 10 以上 20 未満であること。																	
1	段階 3 及び段階 2 に適合しない。																	
段階	評価基準																	
3	PAL*低減率が 20 以上であること。																	
2	PAL*低減率が 10 以上 20 未満であること。																	
1	段階 3 及び段階 2 に適合しない。																	
第 2 章-9	<p>【取組・評価書の記入に係る事項】</p> <p>(1) この評価基準は CASBEE LR1. エネルギー 1. 建物外皮の熱負荷抑制と連携した基準です。</p> <p>(2) PAL*低減率の値で評価します。PAL*低減率は、建築物省エネ法における非住宅建築物に関する省エネルギー基準に準拠した <u>WEB プログラム</u>（以下「WEB プログラム（非住宅）」とする。）及び <u>BEST プログラム</u>における BPI<sub>m</sub>・BPI より求めます。BPI<sub>m</sub>・BPI が算出されない計算方法・ツールによる計算結果は使用できません。</p> <p>モデル建物法 <math>(1 - \text{BPI}_m \text{の値}) \times 100</math> とします。</p> <p>標準入力法及び <u>BEST プログラム</u> BPI (PAL*の値/PAL*の基準値)の値を用いて <math>(1 - \text{BPIの値}) \times 100</math> とします。</p>	<p>【取組・評価書の記入に係る事項】</p> <p>(1) この評価基準は CASBEE LR1. エネルギー 1. 建物外皮の熱負荷抑制と連携した基準です。</p> <p>(2) PAL*低減率の値で評価します。PAL*低減率は、建築物省エネ法における非住宅建築物に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム（以下「WEB プログラム（非住宅）」とする。）における BPI<sub>m</sub>・BPI より求めます。</p> <p>モデル建物法 <math>(1 - \text{BPI}_m \text{の値}) \times 100</math> とします。</p> <p>標準入力法 BPI (PAL*の値/PAL*の基準値)の値を用いて <math>(1 - \text{BPIの値}) \times 100</math> とします。</p>																
第 2 章-9	<p>【取組・評価書の記入に係る事項】</p> <p>(中略)</p> <p>ア 建物全体が建築物省エネ法第 18 条第 1 号の建築物又は建物</p>	<p>【取組・評価書の記入に係る事項】</p> <p>(中略)</p> <p>ア 建物用途が工場等のみである場合は、「適用しない」を選択し</p>																

ページ	変更後	変更前
	<p>用途が工場等のみである場合は、「適用しない」を選択します。それ以外の場合は、「適用する」を選択します。</p> <p>イ WEB プログラム（非住宅）において使用した計算方法のうち、「モデル建物法」、「標準入力法」のいずれかを選択します。BEST プログラムを使用した場合は空欄とし、「第 2 環境への配慮のための措置の概要」の欄に「BEST プログラムを使用」と記載します。</p> <p>（中略）</p> <p>カ 外壁の熱貫流率、屋根の熱貫流率、開口部の熱貫流率は、PAL* 低減率の計算方法により、以下のように記入します。</p> <p>「モデル建物法」の場合</p> <p>複数用途が存在する場合は、計算対象床面積が最も大きいモデル建物の WEB プログラム（非住宅）の算定結果に記載のある平均熱貫流率の値を記入します。</p> <p>「標準入力法」又は BEST プログラムの場合</p> <p>代表的な外壁、屋根、開口部の熱貫流率を記入します。代表的な外壁、屋根、開口部とは、建築物において最も総面積の大きい種類の外壁、屋根、開口部とします。開口部の仕様に対応する熱貫流率及び後述する日射熱取得率には、表 5 の値を利用することができます。</p> <p>キ 日射熱取得率（<math>\eta</math>）は、PAL* の計算方法により、以下のように記入します。</p> <p>「モデル建物法の場合」</p> <p>複数用途が存在する場合は、計算対象床面積が最も大きいモデル建物の WEB プログラム（非住宅）の算定結果に記載のある平均日</p>	<p>ます。それ以外の場合は、「適用する」を選択します。</p> <p>イ WEB プログラム（非住宅）において使用した計算方法のうち、「モデル建物法」、「標準入力法」のいずれかを選択します。</p> <p>（中略）</p> <p>カ 外壁の熱貫流率、屋根の熱貫流率、開口部の熱貫流率は、PAL* 低減率の計算方法により、以下のように記入します。</p> <p>「モデル建物法」の場合</p> <p>WEB プログラム（非住宅）の算定結果に記載のある平均熱貫流率の値を記入します。</p> <p>「標準入力法」の場合</p> <p>代表的な外壁の仕様、屋根の仕様、開口部の仕様について WEB プログラム（非住宅）では算定されないため、熱貫流率を別途計算し、記入します。代表的な外壁、代表的な屋根、代表的な開口部とは、建築物において最も総面積の大きい種類の外壁、屋根、開口部とします。開口部の仕様に対応する熱貫流率及び後述する日射熱取得率には、表 5 の値を利用することができます。</p> <p>キ 日射熱取得率（<math>\eta</math>）は、PAL* の計算方法により、以下のように記入します。</p> <p>「モデル建物法の場合」</p> <p>WEB プログラム（非住宅）の算定結果に記載のある平均日射熱取得率（外壁）の値を記入します。</p> <p>「標準入力法の場合」</p> <p>代表的な窓の日射熱取得率を記入します。代表的な窓とは、建築物において最も総面積の大きい種類の窓とします。</p>

第 5.2 版の主な変更点（第 5.1 版比） ※下表以外に誤字修正や文言、体裁等を修正しています。

ページ	変更後	変更前
	<p>射熱取得率（外壁）の値を記入します。</p> <p><u>「標準入力法の場合」又は BEST プログラム</u></p> <p>代表的な窓の日射熱取得率を記入します。代表的な窓とは、建築物において最も総面積の大きい種類の窓とします。</p>	
第 2 章-10	<p><b>【根拠書類に係る事項】</b> （中略）</p> <p>（5）標準入力法<u>又は BEST プログラム</u>で計算を行った場合、代表的な<u>外壁等</u>の熱貫流率及び<u>窓</u>の日射熱取得率を示す書類を提出します。なお、平成 28 年 省エネルギー基準関係技術資料 エネルギー消費性能計算プログラム（非住宅版）解説 表 2-3-2 ガラスの種類と物性値一覧（第 2 章-10 ページから第 2 章-12 ページの表 5）から窓の仕様に対応する熱貫流率及び日射熱取得率を確認できる場合は窓に関する仕様書等を提出します。</p> <p>（（6）は削除）</p>	<p><b>【根拠書類に係る事項】</b> （中略）</p> <p>（5）標準入力法で計算を行った場合、代表的な窓の熱貫流率及び日射熱取得率を示す書類を提出します。なお、平成 28 年 省エネルギー基準関係技術資料 エネルギー消費性能計算プログラム（非住宅版）解説 表 2-3-2 ガラスの種類と物性値一覧（第 2 章-10 ページから第 2 章-12 ページの表 5）から窓の仕様に対応する熱貫流率及び日射熱取得率を確認できる場合は窓に関する仕様書等を提出します。</p> <p>（6）標準入力法で計算を行った場合、代表的な外壁、屋根、窓の熱貫流率及び窓の日射熱取得率（図 7（エ）から（キ）まで）についての書類は添付する必要はありません。</p>
第 2 章-21	<p><b>【取組・評価書の記入に係る事項】</b> （中略）</p> <p>（2）ERR（Energy Reduction Ratio、設備システムのエネルギー利用の低減率を示す指標）又は住宅仕様基準に適合しているかどうかで評価します。<u>住能基準を採用して評価する場合、ERR（BEI）が算出されない計算方法・ツール（モデル住宅法《簡易計算シート》）は使用できません。</u></p> <p><u>（3）次のア～ク（住宅仕様基準により評価を行う場合はア、イ、</u></p>	<p><b>【取組・評価書の記入に係る事項】</b> （中略）</p> <p>（2）ERR（Energy Reduction Ratio、設備システムのエネルギー利用の低減率を示す指標）又は住宅仕様基準に適合しているかどうかで評価します。次のア～ク（住宅仕様基準により評価を行う場合はア、イ、キ及びクに限る。）の事項について選択、記入します。</p> <p>なおカについては、WEB プログラム（住宅）において使用した計算</p>

第 5.2 版の主な変更点（第 5.1 版比） ※下表以外に誤字修正や文言、体裁等を修正しています。

ページ	変更後	変更前
	<p>キ及びクに限る。) の事項について選択、記入します。            なおカについては、WEB プログラム（住宅）において使用した計算方法により選択、記入方法が異なります。</p>	<p>方法により選択、記入方法が異なります。</p>
第 2 章-21	<p><b>【根拠書類に係る事項】</b>            (中略)            (3) 図 12 (オ) から <u>(コ)</u> までについての書類は、添付する必要はありません。</p>	<p><b>【根拠書類に係る事項】</b>            (中略)            (3) 図 12 (オ) から (ク) までについての書類は、添付する必要はありません。</p>
第 2 章-24	<p><b>【取組・評価書の記入に係る事項】</b>            (中略)            (2) ERR (Energy Reduction Ratio、設備システムのエネルギー利用の低減率を示す指標) で評価します。ERR (BEIm・BEI) が算出されない計算方法・ツールによる計算結果は使用できません。  <u>(3) 次のア～コの事項について選択、記入します。ただし、ウ、カ、キは、WEB プログラム（非住宅）等 において使用した計算方法によって記入方法が異なります。</u>  <u>(4) 住宅共用部については取組・評価書（住宅以外の用途）に記入しないでください。</u></p>	<p><b>【取組・評価書の記入に係る事項】</b>            (中略)            (2) ERR (Energy Reduction Ratio、設備システムのエネルギー利用の低減率を示す指標) で評価します。次のア～コの事項について選択、記入します。ただし、ウ、カ、キは、WEB プログラム（非住宅）において使用した計算方法によって記入方法が異なります。            (3) 住宅共用部については取組・評価書（住宅以外の用途）に記入しないでください。</p>
第 2 章-25	<p><b>【取組・評価書の記入に係る事項】</b>            (中略)            ア WEB プログラム（非住宅）において使用した計算方法のうち、「モデル建物法」、「標準入力法」のいずれかを選択します。BEST プログラムを使用した場合は空欄とし、「第 2 環境への配慮のための措置の概要」の欄に「BEST プログラムを使用」と記載します。            (後略)</p>	<p><b>【取組・評価書の記入に係る事項】</b>            (中略)            ア WEB プログラム（非住宅）において使用した計算方法のうち、「モデル建物法」、「標準入力法」のいずれかを選択します。            (後略)</p>

第 5.2 版の主な変更点（第 5.1 版比） ※下表以外に誤字修正や文言、体裁等を修正しています。

ページ	変更後	変更前
第 2 章-26	<p><b>【根拠書類に係る事項】</b>                      (中略)                      (6) 図 13 (カ) から <u>(セ)</u> までについての書類は、添付する必要はありません。                      (後略)</p>	<p><b>【根拠書類に係る事項】</b>                      (中略)                      (6) 図 13 (カ) から (シ) までについての書類は、添付する必要はありません。                      (後略)</p>
第 2 章-30	<p><b>【取組・評価書の記入に係る事項】</b>                      (中略)                      イ WEB プログラム (非住宅) 以外の計算プログラム (<u>BEST</u> 各種、LCEM、ESUM、EnergyPlus 等) を用いて、計画する建築物 (住宅以外の用途) 全てにおいて未評価技術※1 を含む省エネシステム又は建物竣工後における運用実態を想定したエネルギーシミュレーションを実施し、年間・月別のエネルギー消費量の想定又はエネルギー消費先別のエネルギー消費量割合が分析されている場合、“○” を選択します。                      (後略)</p>	<p><b>【取組・評価書の記入に係る事項】</b>                      (中略)                      イ WEB プログラム (非住宅) 以外の計算プログラム (BEST 設計ツール、BEST 専門版、LCEM、ESUM、EnergyPlus 等) を用いて、計画する建築物 (住宅以外の用途) 全てにおいて未評価技術※1 を含む省エネシステム又は建物竣工後における運用実態を想定したエネルギーシミュレーションを実施し、年間・月別のエネルギー消費量の想定又はエネルギー消費先別のエネルギー消費量割合が分析されている場合、“○” を選択します。                      (後略)</p>

第 5.2 版の主な変更点（第 5.1 版比） ※下表以外に誤字修正や文言、体裁等を修正しています。

ページ	変更後	変更前																
第 2 章-37	<p>全ての用途（断熱材を使用しない建築物についてはこの評価基準を適用しない。）</p> <table border="1" data-bbox="412 336 1196 730"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>断熱材用発泡剤を使用しないこと又は断熱材用発泡剤に使用されている物質のオゾン破壊係数（ODP）が 0 及び地球温暖化係数（GWP）が 1 以下</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>断熱材用発泡剤に使用されている物質のオゾン破壊係数（ODP）が 0 及び地球温暖化係数（GWP）が 1 を超え 10 未満</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>段階 3 及び段階 2 に適合しない。</td> </tr> </tbody> </table>	段階	評価基準	3	断熱材用発泡剤を使用しないこと又は断熱材用発泡剤に使用されている物質のオゾン破壊係数（ODP）が 0 及び地球温暖化係数（GWP）が 1 以下	2	断熱材用発泡剤に使用されている物質のオゾン破壊係数（ODP）が 0 及び地球温暖化係数（GWP）が 1 を超え 10 未満	1	段階 3 及び段階 2 に適合しない。	<p>全ての用途</p> <table border="1" data-bbox="1258 288 2042 683"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>断熱材用発泡剤を使用しないこと又は断熱材用発泡剤に使用されている物質のオゾン破壊係数（ODP）が 0 及び地球温暖化係数（GWP）が 1 以下</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>断熱材用発泡剤に使用されている物質のオゾン破壊係数（ODP）が 0 及び地球温暖化係数（GWP）が 1 を超え 10 未満</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>段階 3 及び段階 2 に適合しない。</td> </tr> </tbody> </table>	段階	評価基準	3	断熱材用発泡剤を使用しないこと又は断熱材用発泡剤に使用されている物質のオゾン破壊係数（ODP）が 0 及び地球温暖化係数（GWP）が 1 以下	2	断熱材用発泡剤に使用されている物質のオゾン破壊係数（ODP）が 0 及び地球温暖化係数（GWP）が 1 を超え 10 未満	1	段階 3 及び段階 2 に適合しない。
段階	評価基準																	
3	断熱材用発泡剤を使用しないこと又は断熱材用発泡剤に使用されている物質のオゾン破壊係数（ODP）が 0 及び地球温暖化係数（GWP）が 1 以下																	
2	断熱材用発泡剤に使用されている物質のオゾン破壊係数（ODP）が 0 及び地球温暖化係数（GWP）が 1 を超え 10 未満																	
1	段階 3 及び段階 2 に適合しない。																	
段階	評価基準																	
3	断熱材用発泡剤を使用しないこと又は断熱材用発泡剤に使用されている物質のオゾン破壊係数（ODP）が 0 及び地球温暖化係数（GWP）が 1 以下																	
2	断熱材用発泡剤に使用されている物質のオゾン破壊係数（ODP）が 0 及び地球温暖化係数（GWP）が 1 を超え 10 未満																	
1	段階 3 及び段階 2 に適合しない。																	
第 2 章-37	<p>【取組・評価書の記入に係る事項】 （中略）</p> <p>ア 計画する建築物で断熱材を使用していない場合、<u>「適用しない」</u>を選択します。それ以外の場合、「適用する」を選択します。</p> <p>イ <u>使用する断熱材に発泡剤を用いた断熱材を使用していない場合、「無」</u>を選択します。それ以外の場合、「有」を選択します。</p> <p>ウ <u>イで「有」を選択した場合、建築物で使用される断熱材用発泡剤の中で、最も大きいオゾン破壊係数（ODP）の値を記入します。</u> JIS A9526 A種○（○は任意の記号）又は JIS A9511 に適合する断熱材を使用する場合は 0 を記入します。また、使用する断熱材又は断熱材用発泡剤が未定の場合は空欄とします。</p> <p>エ <u>イで「有」を選択した場合、建築物で使用される断熱材用発泡剤の中で、最も大きい地球温暖化係数（GWP）の値を記入します。</u></p>	<p>【取組・評価書の記入に係る事項】 （中略）</p> <p>ア 計画する建築物で断熱材を使用していない場合、又は使用する断熱材に発泡剤を用いた断熱材を使用していない場合、「無」を選択します。それ以外の場合、「有」を選択します。</p> <p>イ アで「有」を選択した場合、建築物で使用される断熱材用発泡剤の中で、最も大きいオゾン破壊係数（ODP）の値を記入します。JIS A9526 A種○（○は任意の記号）又は JIS A9511 に適合する断熱材を使用する場合は 0 を記入します。また、使用する断熱材又は断熱材用発泡剤が未定の場合は空欄とします。</p> <p>ウ アで「有」を選択した場合、建築物で使用される断熱材用発泡剤の中で、最も大きい地球温暖化係数（GWP）の値を記入します。また、JIS に適合する断熱材を使用し又は使用する断熱材若しく</p>																

第 5.2 版の主な変更点（第 5.1 版比） ※下表以外に誤字修正や文言、体裁等を修正しています。

ページ	変更後	変更前																
	また、JIS に適合する断熱材を使用し又は使用する断熱材若しくは断熱材用発泡剤が未定の場合は空欄とします。 (後略)	は断熱材用発泡剤が未定の場合は空欄とします。 (後略)																
第 2 章-39	<p>全ての用途（住宅用途は記載省略が可能。<u>空気調和設備を設置しない建築物についてはこの評価基準を適用しない。</u>）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>空調用冷媒に使用されている物質のオゾン破壊係数（ODP）が 0 及び地球温暖化係数（GWP）が 750 以下</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>空調用冷媒に使用されている物質のオゾン破壊係数（ODP）が 0 及び地球温暖化係数（GWP）が 750 超</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>段階 3 及び段階 2 に適合しない。</td> </tr> </tbody> </table>	段階	評価基準	3	空調用冷媒に使用されている物質のオゾン破壊係数（ODP）が 0 及び地球温暖化係数（GWP）が 750 以下	2	空調用冷媒に使用されている物質のオゾン破壊係数（ODP）が 0 及び地球温暖化係数（GWP）が 750 超	1	段階 3 及び段階 2 に適合しない。	<p>全ての用途（住宅用途は記載省略が可能）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>空調用冷媒に使用されている物質のオゾン破壊係数（ODP）が 0 及び地球温暖化係数（GWP）が 750 以下</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>空調用冷媒に使用されている物質のオゾン破壊係数（ODP）が 0 及び地球温暖化係数（GWP）が 750 超</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>段階 3 及び段階 2 に適合しない。</td> </tr> </tbody> </table>	段階	評価基準	3	空調用冷媒に使用されている物質のオゾン破壊係数（ODP）が 0 及び地球温暖化係数（GWP）が 750 以下	2	空調用冷媒に使用されている物質のオゾン破壊係数（ODP）が 0 及び地球温暖化係数（GWP）が 750 超	1	段階 3 及び段階 2 に適合しない。
段階	評価基準																	
3	空調用冷媒に使用されている物質のオゾン破壊係数（ODP）が 0 及び地球温暖化係数（GWP）が 750 以下																	
2	空調用冷媒に使用されている物質のオゾン破壊係数（ODP）が 0 及び地球温暖化係数（GWP）が 750 超																	
1	段階 3 及び段階 2 に適合しない。																	
段階	評価基準																	
3	空調用冷媒に使用されている物質のオゾン破壊係数（ODP）が 0 及び地球温暖化係数（GWP）が 750 以下																	
2	空調用冷媒に使用されている物質のオゾン破壊係数（ODP）が 0 及び地球温暖化係数（GWP）が 750 超																	
1	段階 3 及び段階 2 に適合しない。																	
第 2 章-39	<p>【取組・評価書の記入に係る事項】 (中略) ア 住宅用途では取組・評価書への記載を省略することができます。この場合、「記載省略」を選択します。<u>空調設備を設置しない建築物は「適用しない」を選択します。それ以外の場合、「適用する」を選択します。</u> (後略)</p>	<p>【取組・評価書の記入に係る事項】 (中略) ア 住宅用途では取組・評価書への記載を省略することができます。この場合、「記載省略」を選択します。住宅以外の用途の場合は、「適用する」を選択します。 (後略)</p>																
第 2 章-55	<p>【取組・評価書の記入に係る事項】 (中略) イ 雨水浸透量は、都又は区市町村へ提出する「雨水流出抑制施設設置計画書（名称は都又は区市町村ごとに異なることがあります</p>	<p>【取組・評価書の記入に係る事項】 (中略) イ 雨水浸透量は、都又は区市町村へ提出する「雨水流出抑制施設設置計画書」の作成の際に算出した雨水浸透量の数値を記入し</p>																



ページ	変更後	変更前
	<p>す。)」の作成の際に算出した雨水浸透量の数値を記入します。ただし、雨水貯留施設は評価基準である浸透効果がない場合は算入することができません。</p> <p>ウ 雨水浸透の能力は、イ 雨水浸透量に数値を記入すると、以下の式により算出した数値が自動で記入されます。<u>敷地面積は「建築物の概要」シートで記入した敷地面積を使用しますが、「雨水流出抑制施設設置計画書」において別の対策面積が使用されている場合は、その値に修正することも可能です。</u></p> <p>雨水浸透の能力(mm/hr) = 雨水浸透量(m<sup>3</sup>/hr) ÷ (敷地面積) (m<sup>2</sup>) × 1,000</p>	<p>ます。ただし、雨水貯留施設は評価基準である浸透効果がない場合は算入することができません。</p> <p>ウ 雨水浸透の能力は、イ 雨水浸透量に数値を記入すると、以下の式により算出した数値が自動で記入されます。</p> <p>雨水浸透の能力(mm/hr) = 雨水浸透量(m<sup>3</sup>/hr) ÷ (敷地面積) (m<sup>2</sup>) × 1,000</p>
第 2 章-58	<p><b>【取組・評価書の記入に係る事項】</b> (中略)</p> <p>イ 自然保護条例に基づく緑化計画書の届出における基準※に従って算出した高木(植栽時に 2m 以上の樹木で、通常の成木の高さが 3m 以上ある樹木)による緑化面積(1 本当たり 3 m<sup>2</sup>の円又は高さの 7 割を直径とする円を樹冠相当とし、樹冠投影面積を緑化面積として算出します。<u>ただし、総緑化面積を上限とします。</u>)を記入します。</p> <p>(後略)</p>	<p><b>【取組・評価書の記入に係る事項】</b> (中略)</p> <p>イ 自然保護条例に基づく緑化計画書の届出における基準※に従って算出した高木(植栽時に 2m 以上の樹木で、通常の成木の高さが 3m 以上ある樹木)による緑化面積(1 本当たり 3 m<sup>2</sup>の円又は高さの 7 割を直径とする円を樹冠相当とし、樹冠投影面積を緑化面積として算出します。)を記入します。</p> <p>(後略)</p>

第 5.2 版の主な変更点（第 5.1 版比） ※下表以外に誤字修正や文言、体裁等を修正しています。

ページ	変更後	変更前																
第 2 章-66	<p>住宅以外の用途（住宅用途の場合、<u>地域区分が 8 の場合、建物全体が建築物省エネ法第 18 条第 1 号の建築物の場合、建物用途が住宅以外の用途で工場等のみの用途の場合は、この評価基準は適用しない。</u>）</p> <table border="1" data-bbox="412 432 1211 970"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>建築物外皮の熱負荷抑制、再生可能エネルギーの直接利用及び設備システムの高効率化の評価項目について、表 25 により該当した各評価基準の段階に応じて点数を算定し、その点数の合計が 8 以上であること。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>建築物外皮の熱負荷抑制、再生可能エネルギーの直接利用及び設備システムの高効率化の評価項目について、表 25 により該当した各評価基準の段階に応じて点数を算定し、その点数の合計が 5 以上 7 以下であること。</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>段階 3 及び段階 2 に適合しない。</td> </tr> </tbody> </table>	段階	評価基準	3	建築物外皮の熱負荷抑制、再生可能エネルギーの直接利用及び設備システムの高効率化の評価項目について、表 25 により該当した各評価基準の段階に応じて点数を算定し、その点数の合計が 8 以上であること。	2	建築物外皮の熱負荷抑制、再生可能エネルギーの直接利用及び設備システムの高効率化の評価項目について、表 25 により該当した各評価基準の段階に応じて点数を算定し、その点数の合計が 5 以上 7 以下であること。	1	段階 3 及び段階 2 に適合しない。	<p>住宅以外の用途（住宅用途の場合及び住宅以外の用途で工場等のみの用途の場合はこの評価基準は適用しない。）</p> <table border="1" data-bbox="1256 336 2056 874"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>建築物外皮の熱負荷抑制、再生可能エネルギーの直接利用及び設備システムの高効率化の評価項目について、表 25 により該当した各評価基準の段階に応じて点数を算定し、その点数の合計が 8 以上であること。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>建築物外皮の熱負荷抑制、再生可能エネルギーの直接利用及び設備システムの高効率化の評価項目について、表 25 により該当した各評価基準の段階に応じて点数を算定し、その点数の合計が 5 以上 7 以下であること。</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>段階 3 及び段階 2 に適合しない。</td> </tr> </tbody> </table>	段階	評価基準	3	建築物外皮の熱負荷抑制、再生可能エネルギーの直接利用及び設備システムの高効率化の評価項目について、表 25 により該当した各評価基準の段階に応じて点数を算定し、その点数の合計が 8 以上であること。	2	建築物外皮の熱負荷抑制、再生可能エネルギーの直接利用及び設備システムの高効率化の評価項目について、表 25 により該当した各評価基準の段階に応じて点数を算定し、その点数の合計が 5 以上 7 以下であること。	1	段階 3 及び段階 2 に適合しない。
段階	評価基準																	
3	建築物外皮の熱負荷抑制、再生可能エネルギーの直接利用及び設備システムの高効率化の評価項目について、表 25 により該当した各評価基準の段階に応じて点数を算定し、その点数の合計が 8 以上であること。																	
2	建築物外皮の熱負荷抑制、再生可能エネルギーの直接利用及び設備システムの高効率化の評価項目について、表 25 により該当した各評価基準の段階に応じて点数を算定し、その点数の合計が 5 以上 7 以下であること。																	
1	段階 3 及び段階 2 に適合しない。																	
段階	評価基準																	
3	建築物外皮の熱負荷抑制、再生可能エネルギーの直接利用及び設備システムの高効率化の評価項目について、表 25 により該当した各評価基準の段階に応じて点数を算定し、その点数の合計が 8 以上であること。																	
2	建築物外皮の熱負荷抑制、再生可能エネルギーの直接利用及び設備システムの高効率化の評価項目について、表 25 により該当した各評価基準の段階に応じて点数を算定し、その点数の合計が 5 以上 7 以下であること。																	
1	段階 3 及び段階 2 に適合しない。																	
第 2 章-66	<p>【取組・評価書の記入に係る事項】 （中略） ア <u>住宅用途、地域区分が 8、建物全体が建築物省エネ法第 18 条第 1 号の建築物、建物用途が工場等のみの用途の場合は、「適用しない」を選択します。それ以外の場合は、「適用する」を選択します。</u> イ 「1（1）ア 建築物外皮の熱負荷抑制」、「1（2）ア 再生可能エネルギーの直接利用」、「1（3）ア 設備システムの高効率化」</p>	<p>【取組・評価書の記入に係る事項】 （中略） ア 「1（1）ア 建築物外皮の熱負荷抑制」、「1（2）ア 再生可能エネルギーの直接利用」、「1（3）ア 設備システムの高効率化」の評価基準の段階が自動で選択されます。</p>																

ページ	変更後	変更前																
	<p>の評価基準の段階が自動で選択されます。</p>																	
<p>第 2 章-72</p>	<p>全ての用途（駐車場を設置しない場合はこの評価基準を適用しない。）</p> <table border="1" data-bbox="412 384 1176 831"> <thead> <tr> <th data-bbox="412 384 551 432">段階</th> <th data-bbox="551 384 1176 432">評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="412 432 551 632">3</td> <td data-bbox="551 432 1176 632">パブリック用（不特定の人の利用に供されることをいう。）として、電気自動車（以下「EV」という。）及びハイブリッド自動車（以下「PHV」という。）用の充電設備を設置すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="412 632 551 775">2</td> <td data-bbox="551 632 1176 775">プライベート用（特定の人利用に供されることをいう。）として、EV 及び PHV 用の充電設備を設置すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="412 775 551 831">1</td> <td data-bbox="551 775 1176 831">段階 3 及び段階 2 に適合しない。</td> </tr> </tbody> </table>	段階	評価基準	3	パブリック用（不特定の人の利用に供されることをいう。）として、電気自動車（以下「EV」という。）及びハイブリッド自動車（以下「PHV」という。）用の充電設備を設置すること。	2	プライベート用（特定の人利用に供されることをいう。）として、EV 及び PHV 用の充電設備を設置すること。	1	段階 3 及び段階 2 に適合しない。	<p>全ての用途</p> <table border="1" data-bbox="1258 336 2022 783"> <thead> <tr> <th data-bbox="1258 336 1397 384">段階</th> <th data-bbox="1397 336 2022 384">評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1258 384 1397 584">3</td> <td data-bbox="1397 384 2022 584">パブリック用（不特定の人利用に供されることをいう。）として、電気自動車（以下「EV」という。）及びハイブリッド自動車（以下「PHV」という。）用の充電設備を設置すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1258 584 1397 727">2</td> <td data-bbox="1397 584 2022 727">プライベート用（特定の人利用に供されることをいう。）として、EV 及び PHV 用の充電設備を設置すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1258 727 1397 783">1</td> <td data-bbox="1397 727 2022 783">段階 3 及び段階 2 に適合しない。</td> </tr> </tbody> </table>	段階	評価基準	3	パブリック用（不特定の人利用に供されることをいう。）として、電気自動車（以下「EV」という。）及びハイブリッド自動車（以下「PHV」という。）用の充電設備を設置すること。	2	プライベート用（特定の人利用に供されることをいう。）として、EV 及び PHV 用の充電設備を設置すること。	1	段階 3 及び段階 2 に適合しない。
段階	評価基準																	
3	パブリック用（不特定の人の利用に供されることをいう。）として、電気自動車（以下「EV」という。）及びハイブリッド自動車（以下「PHV」という。）用の充電設備を設置すること。																	
2	プライベート用（特定の人利用に供されることをいう。）として、EV 及び PHV 用の充電設備を設置すること。																	
1	段階 3 及び段階 2 に適合しない。																	
段階	評価基準																	
3	パブリック用（不特定の人利用に供されることをいう。）として、電気自動車（以下「EV」という。）及びハイブリッド自動車（以下「PHV」という。）用の充電設備を設置すること。																	
2	プライベート用（特定の人利用に供されることをいう。）として、EV 及び PHV 用の充電設備を設置すること。																	
1	段階 3 及び段階 2 に適合しない。																	
<p>第 2 章-72</p>	<p>【取組・評価書の記入に係る事項】 （中略） ウ 設置するプライベート用充電設備のうち、急速充電設備（1 基あたりの定格出力が 10kW 以上の充電設備とする。以下同じ。）を利用することのできる<u>台数（基数）</u>を記入します。 エ 設置するパブリック用充電設備のうち、急速充電設備を利用することのできる<u>台数（基数）</u>を記入します。 オ 設置するプライベート用充電設備のうち、普通充電設備（1 基あたりの定格出力が 10kW 未満の充電設備とし、V2H 充電設備含む。以下同じ。）を利用することのできる<u>台数（基数）</u>を記入します。 カ 設置するパブリック用充電設備のうち、普通充電設備を利用</p>	<p>【取組・評価書の記入に係る事項】 （中略） ウ 設置するプライベート用充電設備のうち、急速充電設備（1 基あたりの定格出力が 10kW 以上の充電設備とする。以下同じ。）を利用することのできる車室の台数を記入します。 エ 設置するパブリック用充電設備のうち、急速充電設備を利用することのできる車室の台数を記入します。 オ 設置するプライベート用充電設備のうち、普通充電設備（1 基あたりの定格出力が 10kW 未満の充電設備とし、V2H 充電設備含む。以下同じ。）を利用することのできる車室の台数を記入します。 カ 設置するパブリック用充電設備のうち、普通充電設備を利用</p>																

第 5.2 版の主な変更点（第 5.1 版比） ※下表以外に誤字修正や文言、体裁等を修正しています。

ページ	変更後	変更前
	<p>することのできる<u>台数（基数）</u>を記入します。</p>	<p>することのできる<u>車室の台数</u>を記入します。</p>
第 2 章-72	<p><b>【根拠書類に係る事項】</b> 各充電設備を利用することのできる<u>台数（基数）</u>および仕様が確認できる図書又は設計概要書を提出します。イ 駐車台数については根拠書類の添付は不要です。 (後略)</p>	<p><b>【根拠書類に係る事項】</b> 各充電設備を利用することのできる<u>車室の設置台数</u>および仕様が確認できる図書又は設計概要書を提出します。イ 駐車台数については根拠書類の添付は不要です。 (後略)</p>
参考-1	<p>番号 8 回答 原則として検査済証が発行された後に完了届を提出していただきますが、<u>ヘルプデスクへご相談ください。</u></p>	<p>番号 8 回答 原則として検査済証が発行された後に完了届を提出してください。建築物環境計画書提出時の工事完了予定日が大幅に変わる場合は、ヘルプデスクにその旨をお知らせください。</p>
参考-2	<p>番号 15 回答 <u>ヘルプデスクへご連絡ください。</u> 工事完了日の目途が立たない場合は、一時休止届または中止届の提出が必要になります。</p>	<p>番号 15 回答 工事完了予定日が 1 年以上延期する場合は、ヘルプデスクへご連絡ください。 工事完了日の目途が立たない場合は、一時休止届または中止届の提出が必要になります。</p>
参考-2	<p>番号 17 回答 概ね<u>工事完了から</u> 5 年程度です。</p>	<p>番号 17 回答 概ね完了届提出時から 5 年程度です。</p>